

議案第 3 5 号

城陽市手数料条例の一部改正について

城陽市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、
議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日 提出
(2026 年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市手数料条例の一部を改正する条例

城陽市手数料条例（平成12年城陽市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成12年（2000年）4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1. この条例は、平成12年（2000年）4月1日から施行する。</p> <p><u>（多機能端末機による証明書等に係る交付の特例）</u></p> <p>2. <u>令和8年（2026年）10月1日から令和9年（2027年）3月31日までの間、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を利用することにより交付の申請をする場合における別表第1の規定の適用については、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の項、戸籍の附票の写しの交付の項及び印鑑登録証明書の交付の項中「300円」とあるのは「10円」と、同表戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付の項中「450円」とあるのは「10円」とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

コンビニ交付利用促進等のため、コンビニ交付に係る戸籍住民登録手数料を時限的に減額するにあたり、城陽市手数料条例（平成12年城陽市条例第7号）について所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3

略

参考資料

城陽市手数料条例の一部改正条例要綱

1 改正概要

住民票の写し等の交付については、現在、窓口での交付、コンビニ等に設置されている多機能端末機での交付、または、オンライン申請による交付があり、どの方法であっても、手数料は同額である。

コンビニ交付の利用促進及び物価高騰の影響を受ける生活者の支援を図るため、コンビニ交付手数料を時限的に減額するもの。

2 改正内容

コンビニ交付手数料を令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間、時限的に一律10円に減額する。

<現行>

		窓口	コンビニ	オンライン
手数料	住民票の写し等 戸籍の附票の写し 印鑑登録証明書	300円	300円	300円
	戸籍証明書	450円	450円	450円

<改正後>

		窓口	コンビニ	オンライン
手数料	住民票の写し等 戸籍の附票の写し 印鑑登録証明書	300円	10円	300円
	戸籍証明書	450円	10円	450円

※オンライン申請については、別途、郵送に係る手数料を要する。

3 施行期日

公布の日